

平成29年度第4回紀の川市地域公共交通会議
議案書

平成30年2月22日

議案第 1 号

委員の新任について

紀の川市地域公共交通会議設置要綱第 3 条の規定に基づき、次に掲げる個人を新たに会議の構成員とする。

氏名	所属	要綱上の役割
たかはし 高橋 よしのり 愛典	近畿大学経営学部 教授	学識経験者

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

議案第2号

副会長の解任および選任について

紀の川市地域公共交通会議設置要綱第4条第1項の規定に基づき、副会長を選任する。

選任・解任 の別	所属	氏名	備考
解任	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課 課長	ながお ひさよし 長尾 尚佳	監査委員にご専任 いただきます。
選任	近畿大学経営学部 教授	たかはし よしのり 高橋 愛典	議案第1号のご承認が 前提となります。

平成30年2月22日提出

議案第 3 号

「紀の川市地域公共交通網形成計画」策定に向けた事業報告

■平成 29 年度事業実績報告

別添「資料 1」のとおり

■平成 30 年度事業（案）報告

別添「資料 2」のとおり

平成 30 年 2 月 22 日提出

議案第4号

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」への申請について

■平成30年度調査事業（計画策定）

- ・「地域公共交通網形成計画」策定に係る費用を補助いただく申請です。
- ・「紀の川市地域公共交通会議」または「紀の川市」にて申請します。
- ・国等の関係各所と調整し、申請します。

平成30年2月22日提出

議案第5号

地域公共交通会議から法定協議会への移行について

■法定協議会への移行と名称の承認について

別添「資料3（上段）」のとおり

■法定協議会から新たに参画いただきたい主体との調整について

別添「資料3（下段）」のとおり

■規約の案について

別添「資料4」とおり

平成30年2月22日提出

「紀の川市地域公共交通網形成計画」策定に向けた事業報告

平成 29 年度事業実績報告

1. 「地域公共交通網形成計画」とは？

- 「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにします。
- 公共交通網の将来像を描く、交通の「マスタープラン」です。
- 事業者・行政だけでなく、有識者・利用者など多様な主体の協働により策定することが求められます。
- 紀の川市では、平成 29 年度を調査段階、平成 30 年度を策定段階に位置付けています。

2. 平成 29 年度の取り組みについて

- より効果的で円滑な計画策定を目指し、平成 29 年度は以下の事業に取り組みました。
 - 事業者等関係者アンケート
 - ◇ 交通事業者／行政関係各所／民生委員児童委員／近隣市町
 - ◇ 市民調査（2,100 部発送）
 - ◇ 利用者調査（自転車／K&R¹／P&R²／バス）
 - ◇ 市内中高 3 年生（市立中学校／粉河高校／貴志川高校）
 - ◇ 【予定】自治区区長アンケート
 - シンポジウムの開催
 - ◇ 詳細は資料 1-1 および 1-2 をご参照ください。

3. 【補足】1/21(日)開催「地域公共交通活性化シンポジウム in 紀の川市」

- 当日の議事録およびアンケート結果の公開について

1 Kiss and Ride のこと。家族等に自家用車で送迎してもらい、公共交通を利用する形態を指す。

2 Park and Ride のこと。自家用車を自分で運転し、駐車場に停めたあとで公共交通を利用する形態。

「紀の川市地域公共交通網形成計画」策定に向けた事業報告

平成30年度事業（案）報告

1. 今後のスケジュール

時期	事項	備考
H30.5月ころ	地元説明	自治連絡協議会等
H30.7月ころ	地元説明	ワークショップ等の実施
H31.1月ころ	パブリックコメント	
H31.3月ころ	計画策定	

※あくまで「予定」ですので、予告無く変更となる場合がございます。

2. (異動等がある方へ) 後任の方への引継ぎをお願い致します。

- 平成29年度から計画的な形成計画策定を進めています。
- 年度の変更により異動等が予想される方は、後任の方への引継ぎをお願い致します。
 - ▶ 必要であれば、市役所担当職員がこれまでの経緯等をご説明いたしますので、遠慮なくご相談ください。

**紀の川市の公共交通ネットワークの将来像を描く
より良い「地域公共交通網形成計画」策定に向け、
一緒に頑張りましょう！**

法定協議会への移行と名称の承認について

■ 法定協議会への移行

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化再生協議会 (案)
根拠 法令	道路運送法施行規則 (第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生 に関する法律 (第6条)
主催者	地方公共団体	地方公共団体
構成員	地方公共団体	地方公共団体
	事業者及びその組織する団体	公共交通事業者等、道路管理者 等
	住民又は旅客	公安委員会及び地域公共交通の 利用者、学識経験者その他の当
	地方運輸局長 事業者の運転者が組織する団 体	該地方公共団体が必要と認める 者
協議 結果	法律上規定無し	結果を尊重しなければならない
計画 策定	任意 (補助金無し)	補助金の被交付主体となれる

■ 名称の承認について

「紀の川市地域公共交通活性化再生協議会」としてよろしいでしょうか。

法定協議会から新たに参画いただきたい主体との調整について

■ 参画いただきたい主体 (案)

以下の主体に対して、参画を打診してよろしいでしょうか。

※紀の川市地域公共交通会議の委員以外の団体名が記載されているため、
非公開と致します。悪しからずご了承ください。

○紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（案）規約（案）

制定 平成 年 月 日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 行政機関の役員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第 7 条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第 8 条 協議会に監査委員 2 名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第 9 条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第 10 条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、紀の川市企画部地域創生課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局員を置き、紀の川市の職員のうち会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。